

市長・町長 様

自治労熊本県本部
執行委員長 峯 潔
障害労働者連絡会
会長 井坂 智一

障がい者等に配慮した庁舎建て替えのお願い

貴市の障がい者差別解消に向けた取り組みに対し、心より敬意を表します。

さて、熊本県においては、2012年に「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」が施行され、また、昨年4月に本格施行された「障害者差別解消法」では、障害のある方への「合理的配慮」の確保が明文化されています。

自治労熊本県本部では、2010年に障害労働者連絡会を結成し、障がい者が働きやすい職場環境づくり等を目的として、様々な取り組みを進めています。

そこで、今後建て替え予定の新庁舎は、現在策定中の改正バリアフリー法及び関連施策に準拠した庁舎で、年齢や性別に関わらず、また、障がい者や高齢者など全ての人が安全に利用できるユニバーサルデザインに配慮した庁舎となるようお願いします。

記

庁舎建て替えの際は、そこで働く障がい労働者が働きやすい職場環境をつくることだけでなく、施設を利用される全ての住民の方の視点にたち、障がいのある方や高齢者の方の声を反映し、誰もが安心して利活用できるための環境を整備されるようお願いします。

【具体例】

- ・障がい者駐車場には屋根を設置すること。
- ・スロープを設置すること。
- ・階段には両手すり及び点字案内を設置すること。
- ・エレベーター内には鏡及び音声案内を設置すること。
- ・点字ブロックを敷設すること。
- ・正面玄関には視覚障害者や聴覚障害者へ配慮した案内板を設置すること。
- ・受付カウンターや記載台は車椅子利用者に配慮したものを設置すること。
- ・多目的トイレはオストメイト対応とすること。
- ・水道蛇口は自動水栓又はレバー式とすること。
- ・ドアノブはレバー式とすること。
- ・執務室内は車椅子通路のスペースを確保し床はOAフロー化すること。
- ・自動販売機はユニバーサルデザインに対応したものを設置すること。